

災害廃棄物処理に関する 日本建設業連合会の取り組み

社団法人日本建設業連合会復旧・復興対策特別委員会災害廃棄物部会

1. はじめに

東日本大震災で被災した地域の復旧・復興は、建設業界がその総力を挙げて取り組むべき課題であり、日本建設業連合会（以下、「日建連」という）では今年度も引き続き最優先課題として取り組んでいる。被災地における復旧・復興事業が本格化しつつある今、スピード感を大切にしつつ、いかに効果的・効率的に事業を遂行していくかは受発注者双方の大きな課題となっている。

このため、日建連では復旧・復興対策特別委員会を設置し、復旧・復興工事の円滑な執行や、災害廃棄物処理業務に関わるさまざまな課題の解決に向けた調査・検討を行うとともに、国や地方公共団体など関係機関に対する要望活動や提言を行うこととしている。

本稿では、復旧・復興対策特別委員会に設けた災害廃棄物部会の活動を中心に報告する。

2. 復旧・復興対策特別委員会の活動内容と体制

復旧・復興対策特別委員会は、日建連の副会長を務める中村土木本部長を委員長として、会員企業23社で構成している。委員会の活動方針は以下

に示すとおりである。

- ① 労務費の実態調査など、国土交通省が実施する調査やヒアリングに対する協力。
- ② 復旧・復興工事および災害廃棄物処理業務の円滑な施工に関する調査の実施。
- ③ 復旧・復興工事および災害廃棄物処理業務の円滑な施工等に関する国・地方公共団体等への要望活動や提言。
- ④ 会員企業の復旧・復興工事および災害廃棄物処理業務における取り組み状況を広く周知するための広報活動の実施。

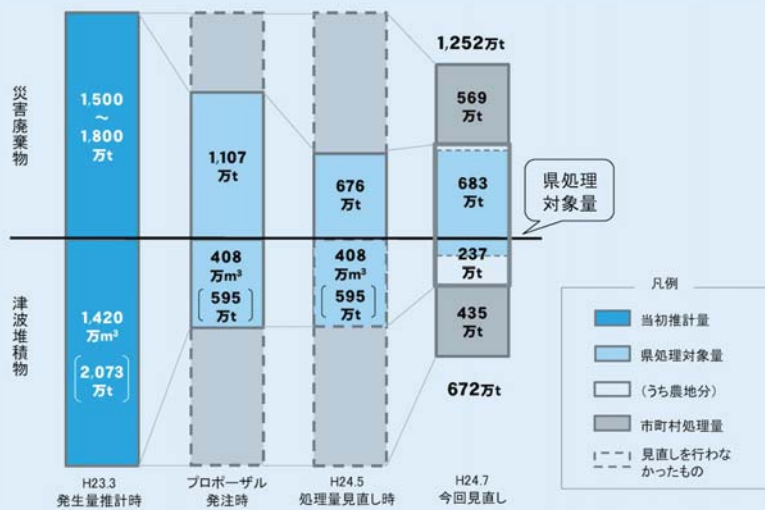
上記の活動を円滑かつ効率的に行うために、委員会の下に復旧・復興部会と災害廃棄物部会の2部会を設置している。

3. 災害廃棄物処理業務の概要

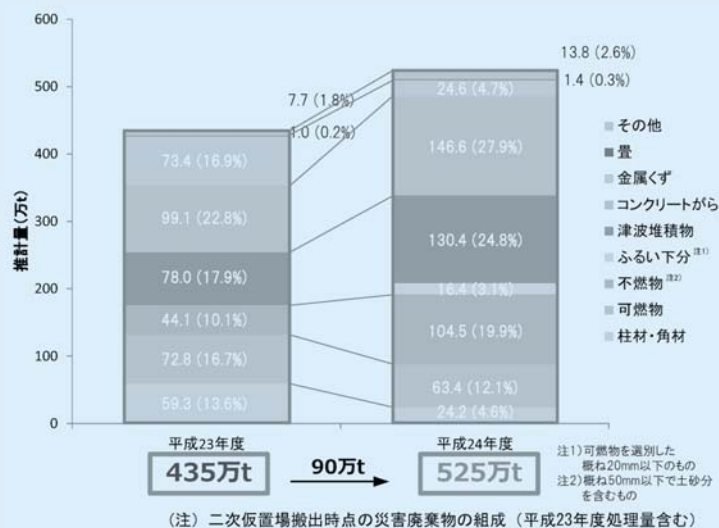
(1) 災害廃棄物処理の計画

宮城県では、平成23年3月の被災後に航空写真をもとに算出した災害廃棄物約1,500~1,800万tと、津波堆積物約2,073万tを基本に、数次にわたって見直しが行われ、平成24年7月時点での県全体の推計量は、図一1に示すように、災害廃棄物が約1,252万t、津波堆積物が約672万t、合計で約1,924万tと報告されている。

また、岩手県では、当初は仮置き場に集積され



図一 宮城県における災害廃棄物処理量推計の推移 (宮城県災害廃棄物処理実行計画 (第二次案) 平成24年7月)



災害廃棄物処理対象量は、435万t ⇒ 525万t

図二 岩手県における災害廃棄物処理量推計の推移 (岩手県災害廃棄物処理詳細計画 (平成24年度改訂版概要) 平成24年5月)

た災害廃棄物と未搬入の被災建物等から算出した約435万tの見直しが行われ、平成24年5月時点では、図一2に示すように、津波堆積物や海から引き揚げられた災害廃棄物等を含め、約525万t(当初より90万tの増)と上方修正されている。

これらの災害廃棄物等の処理は、通常であれば優に10年を超える期間が必要となる膨大な量とな

っているが、被災地の早期復興のためには、何より短期間での円滑な処理が不可欠であり、国においては、中間処理・最終処分について平成26年3月末を目途に終了するマスタープランが策定されている。

(2) 日建連会員企業が受注した災害廃棄物処理業務

日建連会員企業が宮城県内と岩手県内で受注した災害廃棄物等の処理業務は、図一3に示すように、宮城県内では、気仙沼ブロックの2処理区(気仙沼・南三陸)、石巻ブロック、宮城東部ブロック、亘理名取ブロックの4処理区(名取・岩沼・亘理・山元)と、多賀城市発注の計9業務であり、岩手県内では、岩手県発注の4地区(久慈・宮古・山田・大槌)と、釜石市発注の計5業務である。

宮城県内と岩手県内では、発注形態が異なっており、宮城県内では最終処分も含めた広範囲の業務であるが、岩手県内では分別・破碎と定められた最終処分場への搬出と限定的なものとなっている。

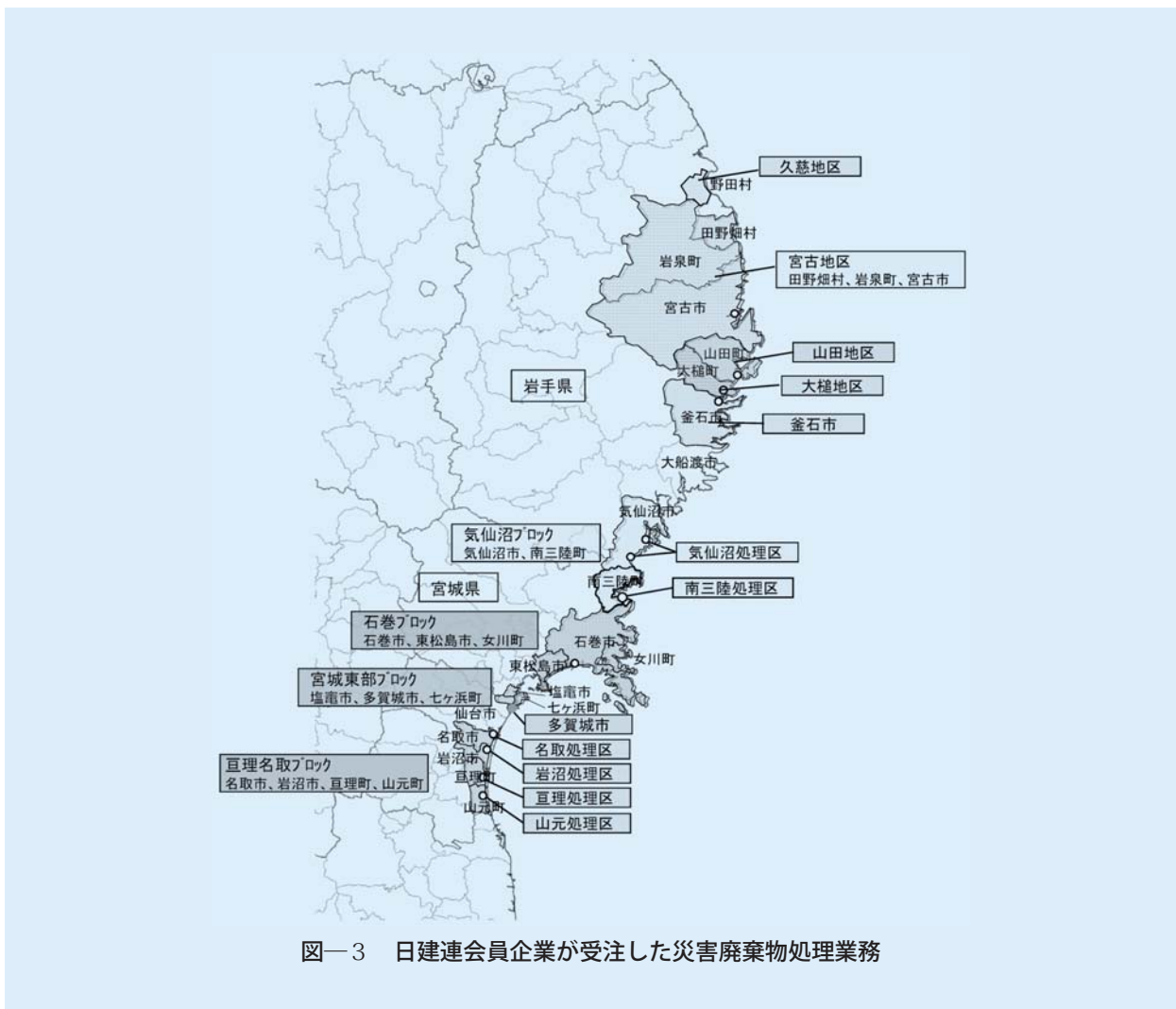
また、工期は、宮城県内ではいずれも平成26年3月であるが、岩手県内では釜石市発注を除き、平成25年3月(以降の処理に関する発注は未定)である。

なお、日建連会員企業が実施する災害廃棄物等の現時点の処理推計量は、宮城県内では、9業務合計で約920万tであり、岩手県内では、5業務合計で約83万t(釜石市発注を除き、平成25年3月まで契約分)となっている。

4. 災害廃棄物処理業務の現状と課題

(1) 災害廃棄物処理業務の現状

日建連会員企業による災害廃棄物処理業務は、平成23年度中に全て発注されており、平成24年度



図一3 日建連会員企業が受注した災害廃棄物処理業務

になってから処理が本格化してきている。

宮城県内では、発注が遅れた気仙沼ブロックを除き、焼却炉の設置等中間処理ヤードを整備し、本格的な選別や破碎と焼却を4月以降順次開始している。また岩手県内では、再資源化または焼却等の処理を適切に行うために必要となる選別、破碎および最終処分場等への搬出が実施されている。

なお、処理業務の実施に当たっては、以下の3点に留意しながら進めている。

- ① 災害廃棄物等を早期に分別、処理して完了させることを第一目標とし、被災地の復旧・復興街づくりフェーズに移行できるよう貢献する。
- ② 将来、廃棄物等による汚染・汚濁を発生させないよう、災害廃棄物等の安全・安心な分別、処理、処分を行う。
- ③ 災害廃棄物の分別後に発生する再生資材を、公共事業等に有効に活用できる体制を確立する。

(2) 災害廃棄物処理業務の課題

災害廃棄物部会では、処理業務の現状と課題を把握するため、平成24年5月から7月にかけて、受発注者との意見交換や現地調査を実施した。

現地調査に当たっては、処理業務の地域性や内容により以下の3地域に分けて行った。

- 1) 宮城県北部・中部地域（石巻ブロック、宮城東部ブロック、南三陸処理区、多賀城市、写真—1）

現地における意見交換の概要は以下のとおりである。

- ① 再生資材の公共事業等への活用促進
- ② 最終処分場への廃棄物受入れ促進
- ③ 処理量の確定と設計変更協議の推進

- 2) 宮城県南部地域（名取処理区、亶理処理区、山元処理区、岩沼処理区、写真—2）



写真—1 石巻ブロック二次仮置き場状況（仮設焼却炉300t/日×5基を望む）



写真—2 亶理処理区二次仮置き場状況（仮設焼却炉100t/日×5基を望む）

現地における意見交換の概要は、以下のとおりである。

- ① 再生資材の公共事業等への活用促進
 - ② 最終処分場への廃棄物受入れ促進
 - ③ (搬出先が決まらないことによる) 新たな場内外の仮置き場の確保
 - ④ 処理量の確定と設計変更協議の推進
- 3) 岩手県各地区(久慈地区、宮古地区、山田地区、大槌地区、釜石市、写真一3)

現地における意見交換の概要は、以下のとおりである。

- ① 再生資材、特に可燃系混合廃棄物のがれきを破碎・選別により分別した土砂の搬出先と活用促進
- ② 処理量の確定、平成24年度の災害査定および設計変更協議の推進
- ③ 平成25年度以降の処理方針の確定

今回の現地視察により、宮城県内と岩手県内における災害廃棄物等の処理に関わる課題は、おおむね以下のように集約される。

- ① 再生資材の公共事業等への活用促進
- ② 最終処分場の早急な確保
- ③ 処理量の確定と設計変更協議の推進
- ④ 岩手県内4地区における平成25年度以降の処理方針の確定



写真一3 大槌地区二次仮置き場状況(破碎/選別ヤード全景)

5. おわりに

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から1年半が経過し、被災地の早期の復旧・復興は、待たなしの状況となっている。そういった意味からいえば災害廃棄物の迅速な処理は、最も優先順位が高い事業の一つであり、日建連会員企業にとっても、これまでダム等の大規模事業で培ってきた技術力やマネジメント力の真価が試されている業務ともいえる。

本文でも述べたように、災害廃棄物処理業務は、地元住民の方々や地元企業の協力を得て、ようやく軌道に乗ってきたように見えるが、その一方で新たな課題も顕在化してきている。中間処理・最終処分の目標が平成26年3月というマスタープランの遂行に向けて、発注者である宮城県や岩手県の方々との連携を深めながら、さらなる取り組みの強化が必要である。

災害廃棄物部会では、このような取り組みの一環として、処理業務への国民の理解促進に向けた活動の充実を図るとともに、再生資材の公共工事等への活用促進とそのための技術開発等、さまざまな活動を広く展開していきたいと考えている。関係者の方々の一層のご支援とご協力をお願いしたい。